

I 学 院 の 概 要

1 設置の目的

児童福祉法第44条の規定に基づく児童自立支援施設(児童福祉施設)であって、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

2 沿 革

明治42年	4月	埴科郡松代町(現長野市)に『県立海津学舎』創設
大正9年	12月	現在地に移転
10年	4月	『波田学院』と改称
昭和8年	5月	少年教護法制定
22年	10月	児童福祉法制定
56年	4月	派遣教員制導入
59年	3月	体育館新築
61年	3月	管理教育棟、食堂棟、グラウンド改築整備
62年	3月	男子寮3寮、女子寮1寮改築
平成3年	11月	プール改築
10年	4月	児童福祉法改正により教護院から児童自立支援施設となる
12年	4月	波田町立波田小学校松原分室・波田中学校松原分校開校
16年	4月	寮舎制が小舎夫婦制から小舎交替制に完全移行する
21年	10月	創立百周年記念式典開催
22年	3月	波田町と松本市合併
		松本市立波田小学校松原分室・波田中学校松原分校と改名
29年	4月	入所定員を27名に改正

3 施設の規模

(1) 施設総面積 74,376.44㎡

(2) 建物総面積 3,860.15㎡

4 組織及び職員構成…令和7年4月1日現在

【学院】

院長		主任児童 指導専門員	児童 指導専門員	児童生活 支援員	児童自立 支援専門員	事務
1		2	4	5	6	1
㊟児童自立 支援員	㊟学習 支援員	㊟栄養 管理員	㊟健康管理 支援員	㊟農園 管理員	㊟宿直 支援員	計
1	1	1	1	1	18	42 (㊟25)

㊟：会計年度任用職員

【分校・分室】

校長	教頭	教諭	講師	養護教諭	計
(1) 本校兼務	1	4	2	(1) 本校兼務	9 (2)

5 児童定員

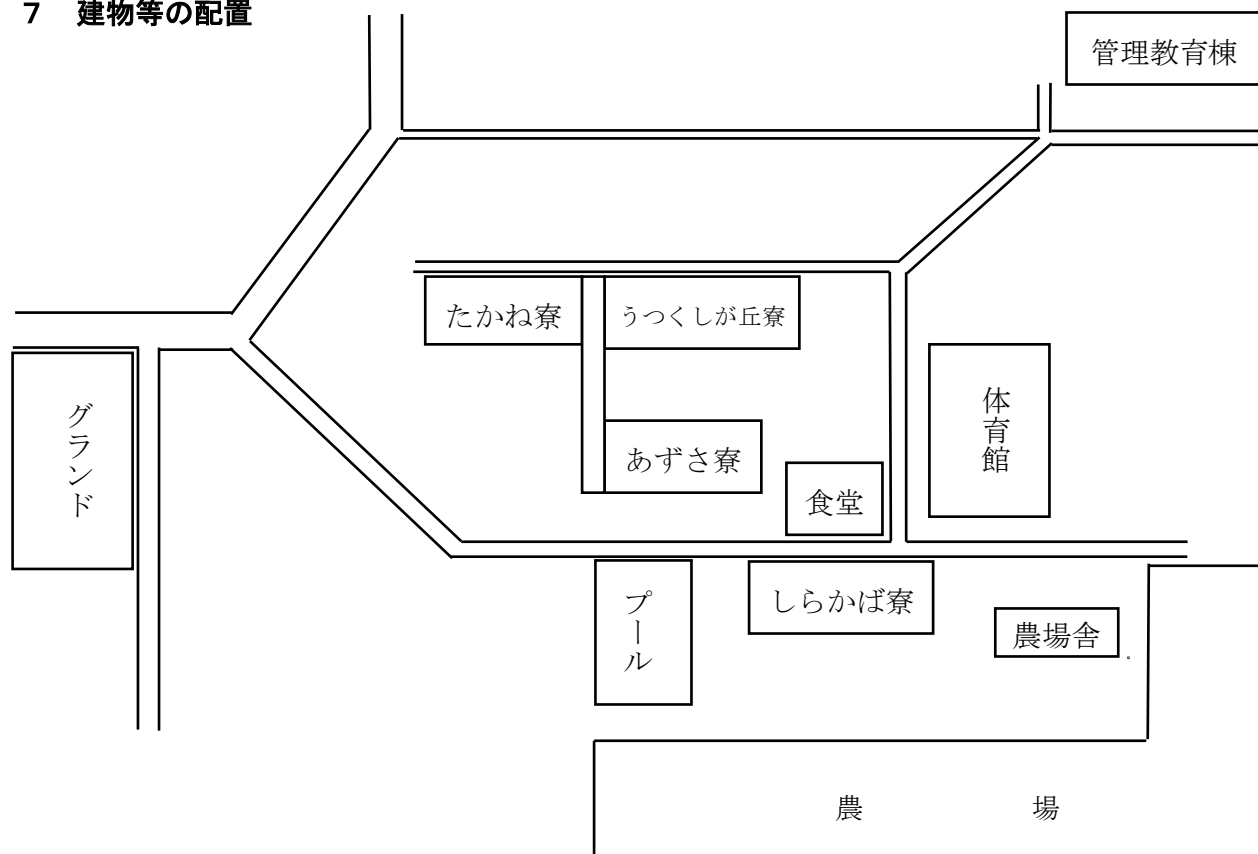
(1) 条例定員 27人(平成29年度から)

(2) 暫定定員 12人(令和5年度から)

6 支援形態

小舎交替制 男子寮 2 女子寮 1

7 建物等の配置



管理教育棟

2階

音楽室		倉庫	男子便所	資料室	教材室	コンピュータ室		洗面所	図書室	視聴覚室	
	階段						階段				
	DOWN					DOWN					
	準備室	理科	理科室	美術室		被服室	中1教室	中2教室	中3教室	小学教室	

1階

技術室		倉庫	機械室	女子便所	更衣室	休養室	面接室	倉庫	倉庫		給湯室	男職便所	女職便所	会議室	
	階段									階段					
	UP					UP									
	生徒玄関		家庭科室	更衣室	保健室	相談室	職員玄関		職員室						

Ⅱ 令和7年度（2025年度）運営計画

1 運営理念と基本方針

波田学院は次に掲げる運営理念と基本方針に沿って運営します。

【運営理念】

次の3点に注力し児童の最善の利益と自己実現を目指します。

- 一 児童の基本的人権の尊重
- 二 健やかな心身の育成
- 三 社会に向き合う力と共に生きる力の育成

【基本方針】

生活と学校が協働して、一人ひとりの児童を受容し真摯に向き合い愛着関係・信頼関係を育みながら教育・治療的機能を生かした支援の場を保障します。また、家庭的・福祉的なアプローチによって人との信頼と共感、成長への意欲と自信の回復等を促し、将来、家庭や地域で社会人として自立した生活ができるよう以下の4本柱に沿って支援を行います。

(1) 生活支援

恵まれた自然環境と安心・安全が確保された生活環境を用意し、児童と職員一体の生活を通して生活の立て直しと心身の健全な成長を図り、社会的に自立できる基本的な生活力と社会適応力の獲得を目指します。

(2) 学校教育

波田中学校松原分校、波田小学校松原分室と協働しながら、「自己を見つめよさを磨く」ことを目指します。

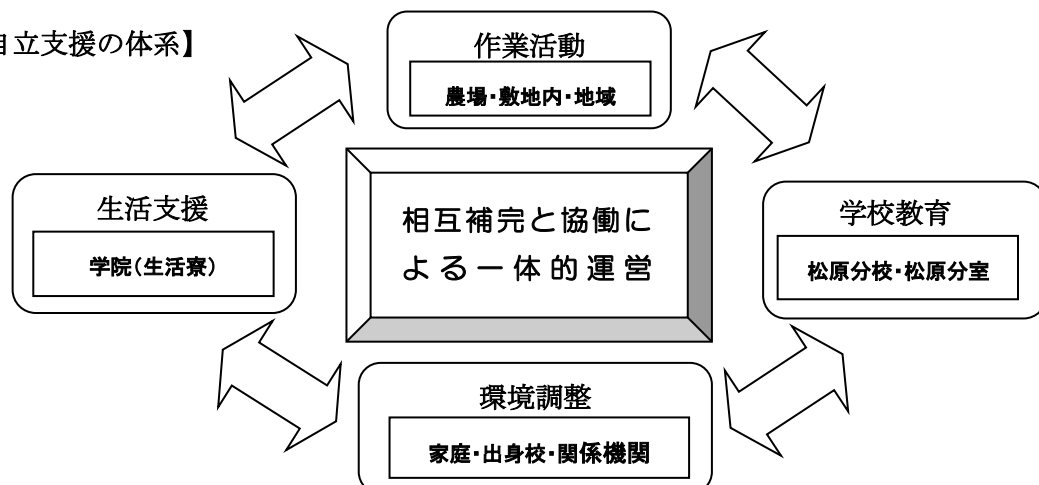
(3) 作業活動

農場での農作業、環境整備、地域への貢献活動を通して、仕事を達成する喜びを体験し勤労意欲の向上を図るとともに、持続力、忍耐力、社会性、協調性を培い社会生活に必要な勤労する力の獲得を目指します。

(4) 環境調整

児童が入所の目的を達成し、早期に家庭復帰を目指すためには、施設内外からの支援が重要であることから、家庭調整や関係機関との連携を大切にするとともに、地域に開かれた施設づくりを目指します。

【自立支援の体系】



2 令和7年度（2025年度）の具体的方針

令和7年度は、前述の運営理念と基本方針に沿って、以下の取り組みを進めます。

(1) 児童の人権尊重

① 児童の人としての尊厳と人権の尊重

安心安全な支援基盤を確保するため、入所日課の中で「児童権利ノート」、「生活のしおり」等を活用して説明し、権利やルールについて確認を行います。

職員会等で職員研修を行い、人権意識の啓発・高揚を図り、施設内虐待の防止等、児童の人権を尊重した支援の徹底を図ります。

② 第三者委員の活用

第三者委員会を年2回開催し、委員会での意見を取り入れ、支援内容の充実を図ります。また、委員会に先立ち、アンケート調査と児童と委員との面談を実施します。

③ 第三者事業者による評価受審及び自己評価の活用

令和7年度は、自己評価を実施するとともに、令和6年度に受審した結果、指摘のあった課題項目の改善を図ります。

④ 「のぞみの箱」（意見箱）の活用

積極的に児童の意見に耳を傾けるとともに、管理教育棟及び各生活寮に設置した「のぞみの箱」（意見箱）を活用し、引き続き児童の声に耳を傾ける機会を作ります。

(2) 児童支援

① 自立支援計画に基づく個別支援の充実

児童相談所の援助指針票および入所後の児童面接等を通じて、児童本人の意見を取り入れた自立支援計画を作成し、個別支援の充実に努めます。原則として学院生活に慣れた頃の入所3か月目に初回の計画を作成し、その後は半年ごとに更新します。また、児童の成長に応じて目標をステップアップし、保護者や関係機関と共に、退所に向けた取り組みを進めていきます。

② ケースカンファレンスや関係者会議による情報の共有化

自立支援計画の策定に先立ち院内でケースカンファレンスを実施し内部での情報の共有化を図る他、児童相談所をはじめ関係者会議等を通じて児童の状況等を総合的にアセスメントし、職員・関係者の共通理解を深めます。特に、環境に慣れるまでの早期段階（入所後3か月程度）では、月に1回程度、児童相談所との定期的なケース会議を実施し、情報の共有に努めます。

③ 特別なケアを要する児童への支援

被虐待経験や発達障害等を有する児童の支援について、医療機関や専門機関と緊密な連携を図り対応します。グループ治療として暴力等の問題を未然に防止し、円滑な人間関係を作るプログラム（セカンドステップ）を実施します。さらに個別治療として認知行動療法による治療教育プログラム（性暴力防止、万引き防止、火遊び防止等）を行い支援していきます。

④ 性的問題への対応

性的問題を抱える児童が増加傾向にあることから、寮単位で「人との距離」「良いタッチ・悪いタッチ」「命の大切さ」などを学ぶ“性教育＝生教育”を実施します。また、性的問題の予防、早期発見、ケアに関するガイドラインの作成を進めます。

(3) 家庭・地域支援

① 親子関係の調整・家庭環境の改善促進

保護者の来院・面談、家庭訪問等を効果的に実施しながら、親子関係の調整、家庭環境の改善を促します。その際、家族支援の様々な手法を使って支援していきます。

② 出身校・関係機関との緊密な連携

年3回の出身校及び関係機関との連絡会、関係機関との合同研修等を通じて相互理解と連携を深め、出身校への登校実習等を効果的かつ計画的に実施し進路指導の実効性を高めます。

特に、中学3年生の進路指導について、出身校との密な連携を構築します。

③ アフターケアの充実

児童の退所後も定期的な訪問等継続的支援を行うとともに関係機関と協力し、児童が安定した社会生活を確立できるようアフターケアの充実に努めます。また、退所児童のアフターケアの実践から、学院の支援のあり方を検討します。

④ 施設のオープン化・社会化

グラウンド・体育館の地元への貸し出し、近隣保育園や老人福祉施設との交流、講演会への講師派遣など社会貢献活動、滾々クラブ（ボランティア活動）を通じて地域の人々とふれあい、ホームページを活用した広報活動を通して、地域に開かれた施設を目指します。グラウンド、体育館が松本市の避難所・避難場所に指定されています。またグラウンドは、ドクターヘリのヘリポートに指定されています。

(4) 専門的支援の充実

① 職員研修の推進

先進施設等の視察や県外研修派遣（国立施設での専門研修、学術会議等への参加）等の各種研修会への参加により、職員の専門性を高め児童の支援体制の充実に図ります。また、院内研修（外部講師を招いた研修、復命研修など）を実施し、併せて専門性の向上につなげます。

② 各種会議、委員会で出された課題への取組

運営会議や職員会議、生活支援会議等の各種会議の他、児童支援検討委員会・子どもの権利擁護推進委員会等で出された諸課題への取り組みを進めます。

③ 環境整備の取り組み

森林の整備・保全を行うとともに、児童の健全な育成に寄与し、地域住民の要望に応えられる、森林環境を整える取り組みを進めます。



Ⅲ 学校教育方針

1 学校目標

(1) 波田中学校及び波田小学校の目標

波田中学校 「**や か た** づくり」
やさしさ……（思いやりと自制心）
かしこさ……（自主自律と豊かな創造性）
たくましさ…（強い意志力と実践力）

波田小学校 「まつかぜ」
ま 【学び合おう】
つ 【続けよう】
か 【輝こう】
ぜ 【全員で】

(2) 学校教育目標（波田中学校松原分校・波田小学校松原分室）

自己を見つめ よさを磨く（克己）

<めざす児童・生徒の姿>

健 康 ・ ・ ・ ・ ・ からだの丈夫な子ども
心豊かに、安定した生活ができる子ども
思いやり ・ ・ ・ ・ ・ 人に迷惑をかけない、思いやりのある子ども
自らきまりを守れる子ども
意 欲 ・ ・ ・ ・ ・ 勉強の好きな、よく働く子ども

2 基本方針

波田中学校松原分校及び波田小学校松原分室に通う生徒は、波田学院に措置された児童である。この児童生徒を教育するに当たっては、家庭と学校を一体化した従来の波田学院の総合的な教育機能を引き継ぎつつ、児童生徒との信頼関係を基盤にして情緒の安定と生活の改善を図り、出身校・家庭及び地域社会へ復帰させることを目指す。

3 指導の方向

家庭的な温かい人間関係によって情緒を安定させ、認め励ますことで社会に適応していく自信をもたせるといった波田学院の指導理念を根底に据え、波田学院と分校・分室が有機的に一致協力し、個別指導・集団指導を通じて、児童生徒の能力、可能性を伸ばしていく。

- (1) 学習に対して態度面での指導に重点を置くとともに、基礎学力を向上させる。
- (2) 体力を高め、体と健康に自信を持たせる。
- (3) 協調性を養い、社会性を伸長させる。
- (4) 規範意識を高め、自立・自律心を育てる。

4 重点目標

「社会自立、地域・出身校への復帰をめざして！」

①授業態度、基礎学力の向上

- ・ 個々の生徒に応じた学習指導と支援を大切にする。（少人数制や個別支援、やり直し学習）
- ・ 学習習慣を身につけさせる。
- ・ 家庭学習の定着を図る。

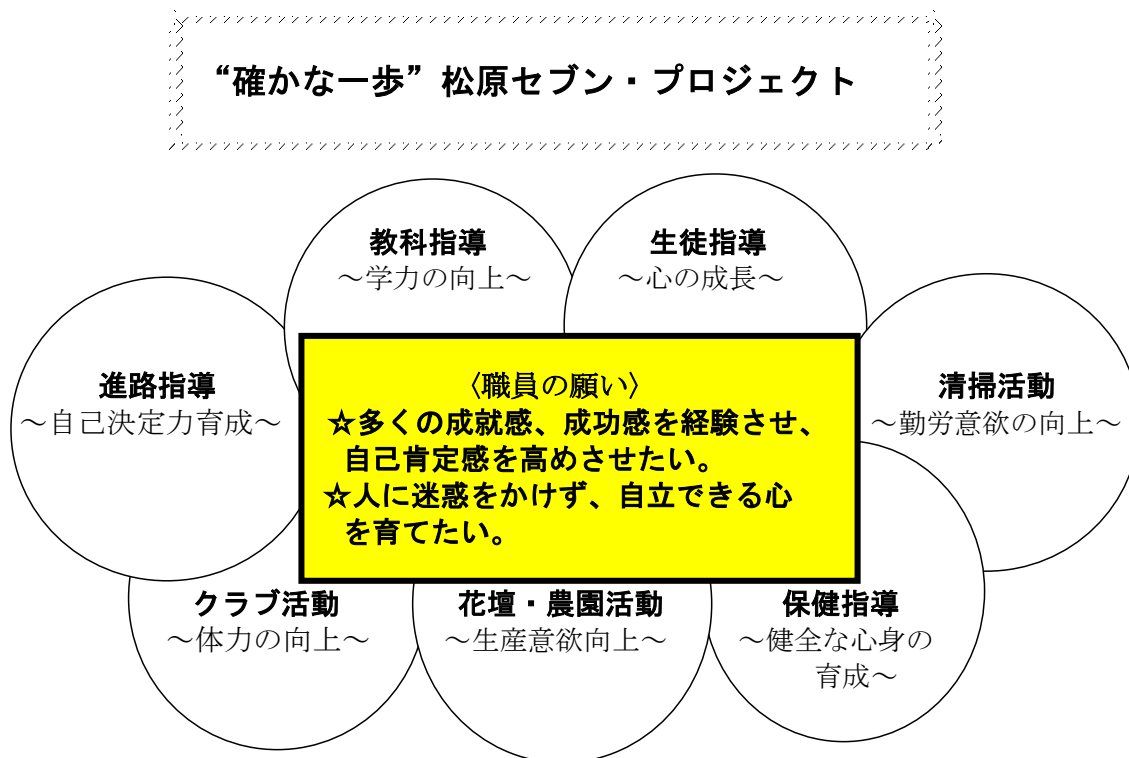
②体を動かす作業や活動の重視

- ・ 体育学習、クラブ活動による体力の向上を図る。
- ・ 特色ある総合的学習の取組に力を入れる。（農場作業、職場体験学習、文化的体験）
- ・ ボランティア活動、環境整備活動によって勤労意欲を高める。
- ・ 年間を通しての和太鼓練習を取り入れ協調性を養う。

③人間関係づくりと規範意識の育成

- ・生活全般を通してのソーシャルスキルトレーニングの実施、防止プログラム等の実践から、人との関係を上手く築く方法を学ばせていく。
- ・枠のある生活、隙のない指導により規範意識を高め、規範行動に繋がる指導を行う。

5 特色ある教育活動（一人一活動の取り組み）



Ⅳ 児 童 日 課

時間	平日					休日
6:30～	起床					
6:40～	ラジオ体操・ランニング					
7:15～	清掃					起床
7:30～	朝食					7:30～
						清掃 7:40～
						朝食 8:00～
8:30～	登校					
8:45～9:00	読書・学活					
9:05～9:50	1 時限					学習 9:00～
9:55～10:40	2 時限					作業 10:00～
10:50～11:35	3 時限					余暇時間 11:00～
11:40～12:25	4 時限					
12:25～12:40	清掃					昼食 12:30～
12:40～12:55	昼学活					
13:00～13:20	昼食					
14:00～	月 体育 14:00～ 15:30	火 総合 14:00～ 15:30	水 音楽 14:00～ 14:45	木 技術家庭科/ 美術 14:00～ 15:35	金 特別活動 14:00～ 16:50	余暇時間 13:30～
16:00～16:50	余暇時間	クラブ活動（水：14:55～16:05）			※15:35～ の場合あり	
17:00～	清掃					
17:15～	入浴					
18:00～	夕食					
19:00～	学習					
20:00～	余暇時間					
21:00～	日記・反省会・就床					
22:00	消灯					